

通所（介護予防通所）リハビリテーション事業運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 職員の職種、員数及び職務内容に関する事項（第4条）
- 第3章 営業日及び営業時間、通常事業の実施地域に関する事項（第5条）
- 第4章 各施設サービスの動線及び利用区分等対策に関する事項（第6条）
- 第5章 事業の内容及び利用料その他の費用の額に関する事項（第7条）
- 第6章 サービス利用に当たっての留意事項（第8条）
- 第7章 院内感染対策に関する事項（第9条）
- 第8章 苦情処理に関する事項（第10条）
- 第9章 緊急時等に関する事項（第11条）
- 第10章 非常災害対策に関する事項（第12条）
- 第11章 個人情報保護に関する事項（第13条）
- 第12章 虐待防止に関する事項（第14条）
- 第13章 その他の運営に関する事項（第15条）
- 附則

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団SEISEN（以下「事業者」という。）が開設する清泉クリニック整形外科通所リハビリテーションせいせん（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法（以下「理学療法等」という。）その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法等その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清泉クリニック整形外科 通所リハビリテーションせいせん
- (2) 所在地 福岡県福岡市東区香椎1丁目1番1号ニシコーリビング香椎1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師 1人以上（常勤の兼務又は非常勤の兼務）
 - ・医師は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たって、リハビリテーションの指示内容を明確化 ①リハビリテーションの目的、②リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、③やむを得ずリハビリ

テーションを中止する際の基準、④リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等)し、評価するとともに、明確化する内容を考慮しながら、従業者へ指示を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

(2) 従業者

- ・理学療法士、作業療法士 1人以上(常勤で専従又は非常勤で専従)
理学療法士、作業療法士は、医師の診療に基づいて通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法等その他必要なリハビリテーションを提供する。
- ・介護職員、生活相談員 1人以上(常勤で専従又は非常勤で専従)
介護職員、生活相談員は、リハビリテーションに伴って必要な介護及び介助の援助を行う。

(営業日及び営業時間、通常事業の実施地域)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 事業所の営業時間

- ・午前9時から午後6時までとする。

(2) 事業所の営業日

- ・月曜日・水曜日・金曜日とする。

(3) 事業所のサービス提供時間

- ・1単位目 午前 9時30分から午前10時45分まで。
- ・2単位目 午後11時00分から午後12時15分まで。
- ・3単位目 午後13時40分から午後14時55分まで。
- ・4単位目 午後15時10分から午後16時25分まで。

(4) 事業所の休日

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日。

(5) 事業所の通常のサービス提供実施地域

- ・福岡市(事業所より3km圏内まで)。

(各施設サービスの動線及び利用区分等対策)

第6条 各施設サービスの動線及び利用区分等の対策は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション等の施設動線の対策

- ・指定通所リハビリテーション等を利用する利用者及びそれに勤務する従業者は、医療保険リハビリテーションと同一エリアを共有する。各施設サービスを行うのにふさわしい専用の部屋等を使用する。

(2) 各施設区分及び有効床面積、利用定員

- ・有効床面積は、230.34㎡とする。
- ・指定通所リハビリテーションの利用定員は、各単位10人とする。指定通所リハビリテーション等の所用時間は、各単位の利用者が同一時間に混在しないよう措置を講じるものとする。

(3) 指定通所リハビリテーション等の対象者

- ・事業者は、指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、指定通所リハビリテーション等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ている者を対象とする

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体及び生活機能訓練

(2) 健康状態チェック

(3) 送迎

(4) リハビリマネジメント

(5) 運動器機能向上(介護予防)

2 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 第5条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

・通常の事業の実施地域（事業所より3km圏内）を越えた地点から自宅までの送迎費1kmあたり100円

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師又は指示の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって指定通所リハビリテーション等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（院内感染対策）

第9条 事業者の主な責任者（以下「管理者」という。）は、院内感染対策指針を定め、医療安全委員会が作成した「院内感染マニュアル」を遵守し、院内感染防止対策の基本的な考え方及び実践方法について、従業者に実施徹底を図ることを目的に定期的な研修を実施する。

2 管理者は、次に掲げる院内感染対策を行う。

(1) 従業者は、感染発症またはその疑いを発見した場合、発見者は状況及び初期対応等を速やかに管理者に報告する。

(2) 管理者は、厚生労働省が定める感染症と診断したときは、感染拡大防止策を速やかに講じる。

(3) 管理者は、厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。

(4) 管理者及び医療安全委員会は、発生の原因を究明し、改善策を立案、従業者への実施徹底を図る。

(5) 管理者及び医療安全委員会は、対策後に感染の広がりにて効果検証を行うと共に必要に応じて再対策を実施する。

(6) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、職員への研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(7) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。

3 具体的な院内感染手順は、次に掲げる標準予防措置策を行う。

(1) 手指衛生

・流水と石鹸による手洗い。

・手が目に見えて汚染している（血液・体液等）場合、アルコールに抵抗性のある微生物（ノロウイルス等）の場合に実施する。

・手が目に見えて汚染してない場合、殺菌効果が高い、速乾性手指消毒剤等による消毒を実施する。

(2) 手指衛生のタイミング

・患者に触れる前後（通所リハビリテーション、バイタル測定など）。

・同一患者でも不潔から清潔へ、処置の内容が変わる時（失禁→新しいオムツの装着等）。

・防護具（手袋やエプロン等）を外した後。

(3) 手指衛生実施の環境整備

・洗面台、汚物室、施設入口など手指衛生が必要な場所に手指消毒剤等を設置する。

(4) 個人防護具

・手指衛生、手袋、サージカルマスク、ビニールエプロン又はガウン等を具備する。

・対象物（血液、体液、排泄物、喀痰、浸出液、粘膜、損傷した皮膚等）に触れた時は手指衛生を、手が汚れそうな時は手袋を、皮膚・衣服が汚れそうな時はビニールエプロンを、目・口腔粘膜が汚れそうな時は防護眼鏡及びマスクを使用する。

・防護具は、汚染度の高いもの（①手袋→②ビニールエプロン→③サージカルマスク）から、汚染部位に触らないように脱衣する。脱衣後は手指衛生を行う。

(5) 環境整備

・清掃を行いやすくするためにも不要なものは片付け、整理整頓を行う。

- ・防護具は、専用の収納スペースを設け、周囲との汚染を避け衛生管理する。
- ・手の高頻度接触面（テーブル、手摺、ドアノブ、蛇口の取手、ナースコール、リモコン、体温計、血圧計等）は、1日1回以上、水又は洗剤を使用して清拭消毒する。ただし、耐性菌患者（MRSA・多剤耐性緑膿菌・VREなど）は、エタノールで清拭除菌する。
- ・床清掃などの妨げにならないように、床に不要なものを設置しない。
- ・医療機器のコード類等も整理し、なるべく床を這わないようにする。
- ・洗面台周囲は湿潤しており、緑膿菌等が繁殖しやすいため、不必要なものは設置せず、清掃や乾燥をしやすいように整理する。

(6) 使用済みリネンや器材の取り扱い

- ・リネンは清潔エリアに保管をして、使用後速やかにカート等へ入れる。

(7) その他の衛生管理等

- ・指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正にする。
- ・空調設備等により、施設内の適温・適湿の確保を行う。

4 感染症が発生した場合の対応

- (1) 感染性胃腸炎（ノロウイルス）、腸管出血性大腸菌感染症、疥癬、多剤耐性菌感染症（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症、緑膿菌感染症等は、指定通所リハビリテーション等の利用を中止する。
- (2) 同一の感染症や食中毒による又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合、指定通所リハビリテーション等の利用を中止する。
- (3) 同一の感染症や食中毒の利用者又はそれらが疑われる利用者が、全体利用者の半数以上発生した場合、指定通所リハビリテーション等の利用を中止する。
- (4) 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、管理者が利用中止を必要と認めた場合、指定通所リハビリテーション等の利用を中止する。
- (5) インフルエンザは、インフルエンザの流行期に入り、38℃を超える発熱利用者が、全利用者の半数以上発生した場合、指定通所リハビリテーション等の利用を中止する。

(苦情処理)

第10条 指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(緊急時における対策)

第11条 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備え

るため、従業者に対して定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

- 2 防災設備：消火栓、消火器、非常階段、非常誘導、車いす、担架など具備
- 3 防災訓練：防災、通報、消火訓練を年間2回以上実施

（個人情報の保護）

第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（虐待防止）

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村等に通報するものとする。

3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

4 虐待防止のための指針を整備するとともに、職員への研修を定期的に（年1回以上）実施する。

5 前4号を適切に実施する担当者を設置する。

6 身体拘束

- ・原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明をし同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行う事がある。

- ・身体拘束を実施した場合、その日時・理由及び態様等についての記録をする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画）

第16条 感染症や非常災害の発生時において、継続的なサービス提供の実施、もしくは早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

3 定期的に（年1回以上）業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附 則

この規程は、2024年3月31日から施行する。